

ソフトウェア契約書

●●●●●●●● (以下「甲」といいます) と、ゼロフォー株式会社 (以下「乙」といいます) は、本契約第 1 条に定めるソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) を甲が利用することに関して、以下のとおり契約 (以下「本契約」といいます) を締結します。

第 1 条 (対象ソフトウェア)

1. 本契約の対象とする本ソフトウェアとは、乙が開発した次のソフトウェアとし、本契約締結後に乙が甲に対して提供する更新版及びバージョンアップ版を含むものとします。
 - ① iQx-Audi (3D 解析機能)
 - ② iQx-Estimate (見積機能)
2. 本ソフトウェアの内容及び機能は、乙の判断に基づき、甲及び利用者に対する事前予告なしに随時追加又は変更等される場合があります。但し、当該追加又は変更等によって、変更前の本ソフトウェアの全ての機能及び性能が維持されることを保証するものではありません。
3. 本ソフトウェアの利用方法は、iQx-Audi に関しては、乙指定の URL アドレスにアクセスしてウェブ上で利用する方法とし、iQx-Estimate については、端末にインストールして利用する方法とします。
4. 本ソフトウェアには、外部の第三者システム、サービス及び API 等 (以下「第三者 API 等」といいます) を利用している機能等が含まれる場合がありますが、それら第三者 API 等の仕様及び内容等が、当該第三者により変更等された場合、そのような事態により発生した本ソフトウェアの動作不具合等について、乙は一切の責任を負うものではありません。

第 2 条 (利用前作業等)

1. 甲は、本ソフトウェア利用に際して必要な情報として乙が指定する情報 (iQx-Estimate に関する初期パラメータ設定に関するヒアリングを含む) を、電子メール等で乙に対して通知するものとします。
2. 乙は、前項の情報等に基づき、甲が本ソフトウェアを利用するための必要な設定作業 (乙管理サーバーにおける利用環境設定等を含む) を行うものとします。乙は、これらの設定作業及びその他甲が本ソフトウェアを利用するために必要な範囲で、甲に対して必要な協力を要請することができるものとし、甲は乙から協力を要請された場合は遅滞なくこれに応じるものとします。

第 3 条 (検収)

1. 乙は、設定作業完了後、甲に対して「iQx-Audi の URL、並びに ID 及びパスワード」「iQx-Estimate のインストーラーファイル」「iQx-Audi 及び iQx-Estimate のマニュアル」 (以下「本納品物」といいます) を甲に対し納品します。尚、納品方法は、別途甲乙間で定める方法とします。
2. 甲は、前項に基づき本納品物を受領後、本納品物及び本ソフトウェアに契約不適合 (動作不良等の基本性能及び仕様との不一致をいい、以下同様) 等の問題がないか検収作業を行うものとします。尚、検収期間は、別途甲乙間で異なる定めをした場合を除き、乙が甲に本納品物を納品した日から 30 日間とします。
3. 甲は、前項の検収作業により契約不適合を発見した場合、乙に対しその旨を書面又は電子メールで通知するものとします。乙はこの通知を受領した場合、必要な修補対応等を行った上で本納品物を納品し、甲は再度検収作業を行うものとします。以降、検収合格となるまで同様の手続をとるものとします。
4. 前各項に基づく検収作業の結果、甲から乙に対し合格の旨が書面又は電子メールで通知されたことをもって、本納品物及び本ソフトウェアの検収完了とします。尚、第 2 項に定める検収期間内に、甲から本納品